

特 記 仕 様 書

第1条 適用

本特記仕様書は、「熱海駅周辺エリアにおける交通渋滞状況調査・対策検討・運営補助業務委託」に適用する。

第2条 業務目的

近年、J R 熱海駅周辺地区において若者を中心とした観光客の増加に伴って賑わいが生まれている反面、交通渋滞が慢性化し、地域住民の円滑な移動に支障をきたしている。

本業務は、熱海駅及びその周辺地域の慢性的な渋滞を解消して安全で快適な交通環境をつくることを目的に、渋滞状況の調査及び渋滞の要因となる課題の解決に向けた対策案を整理・検討し、「熱海駅前広場市民満足度向上懇話会」が円滑に開催されるよう運営補助を実施するものである。

第 3 条 調査箇所

J R 熱海駅前周辺エリア

第 4 章 業務内容

1) 作業計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、作業計画書を作成するものとする。また、現地確認や必要となる資機材等の準備とともに調査に必要な申請書等を作成する。

2) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す項目に関して現地踏査を実施し、業務の目的、主旨に合致した調査検討が可能であるか周辺状況の確認を行う。

3) 資料収集・整理

当該地区で過年度に県及び熱海市が実施した当該業務に関連する各種調査・検討資料を収集し整理する。

4) 交通状況調査及び計測

(ア) カメラ調査（調査機器設置・撤去含む）

下記のとおり調査機器（カメラ）を設置して交通の状況を録画する。

場所：①駅前広場・②駅前交差点・③田原本町交差点 の3箇所

期間：令和 7 年 8 月 1 日（金）～8 月 31 日（日）

（イ）ライブ映像の配信及びその効果検証

- ・（ア）のライブ映像を、熱海市役所の公式ホームページに YouTube 配信を一般に公開する。
- ・上記ライブ映像にアクセスしたユーザーのログ（記録）を整理・分析して効果的な情報発信に向けた検討を行う。

（ウ）交差点部交通量調査

- ・②、③の調査地点において、（ア）のカメラ調査による映像を基に方向別に自動車（大型・小型）、二輪車、横断歩行者を計測する。なお、計測日は調査期間のうち 1 日（12 h）とし、10 分単位での計測とする。
- ・上記計測結果を過年度の交通量と比較して（ア）のライブ配信による交通量の変化（減少効果等）を検証する。

（エ）走行速度調査

- ・②～③の調査地点間において（ア）のカメラ調査による映像を基に上下線の走行速度を計測する。なお、計測日は調査期間のうち 1 日（12 h）とする。
- ・上記計測結果を過年度の走行速度と比較して、（ア）のライブ配信による交通量の変化（減少効果等）を検証する。

5) 渋滞対策案の検討

過年度業務で作成した「熱海駅周辺における渋滞対策（案）」を基に、実効性・有効性の高い施策の実施方法及び手順を検討する。

6) 熱海駅前広場満足度向上市民懇話会の運営補助業務等

令和 7 年開催予定の上記懇話会の説明資料の作成・印刷及び懇話会での説明補助、議事録作成等を行う。

7) 熱海駅前広場スペース改良検討

令和 6 年度に熱海市が実施した「熱海駅周辺地区渋滞状況調査業務」の成果より熱海駅前広場の課題を踏まえ、現行のロータリースペースの改良を検討する。具体には、歩行者に影響がない範囲を対象に送迎区画の増設検討を行い、平面図及び標準横断図等の作成を行う。

8) 報告書作成

上記の調査結果を基に報告書を取りまとめる。

9) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間時 3 回、業務完了時の計 5 回とする。

第 5 章 成果品

本業務の成果品は、次の通りとし、監督員に提出する。

- ① 電子データ
- ② 報告書（A4 版）
- ③ その他本業務で作成した資料 一式

第 6 章 その他

本特記仕様書に記載なき事項については、静岡県業務委託共通仕様書（準用）によるものとする。

また、疑義が生じた場合には、発注者と協議し決定するものとする。